

凡例

一、本巻は、福井県文書館資料叢書の第八冊目であり、『越前松平家家譜 慶永』全五巻中の第五冊目である。

一、本書の原本は、福井市立郷土歴史博物館に寄託されている「越葵文庫」のなかの「家譜」である。「家譜」は、歴代藩主の記録である本編二五三冊に加え、明治元年から明治二十三年までの慶永の記録が「追加」として一七冊作成されており、合わせて二七〇冊である。このうち本巻では、「追加」のうち明治十四年から同二十三年までを翻刻した。

一、資料の利用に資するため、巻末に越前松平家に関わる系図を付した。

一、翻刻にあたっては、原本の体裁にそうよう努めたが、読みやすくするために、原文の意味を損なわない範囲で、次のように取り扱った。

(1) 使用字体は原則として常用漢字を用い、異体字は原則として正字に改めた。また変体仮名や合字は通常の仮名に改めたが、次に掲げるような仮名・俗字・慣用字句は残した。

躰(体) 斗(ばかり) ぶ(より) 而已(のみ) 而(て) 江(え)

者(は) 与(と) 茂(も)

(2) 全文にわたって読点と並列点をつけ、明らかな誤字には、右側の()内に正字を注記した。あわせて文意が通じないものには(マ)、文字が重複する場合は(衍)、脱字には(□脱)などの傍注を付した。

(3) 本文以外のものには「」を付して(表紙)(朱書)などと注記した。

(4) 欄外の記載など通常の体裁では表せない箇所については、原本上で相当する位置に※印を記し、その記事の終りに記した。

(5) 原本の闕字・平出・台頭などはすべて省略した。

(6) 明治十六年以降の巻(二百十巻追加十三〜十七)では、記事中の区切りなどに朱の○印を用いているが、(朱書)の表記は省略し、○印のみ記した。

(7) 原本には後世利用のために付箋が多数貼られているが、これらはすべて割愛した。

(8) 柱は、原則としてそのページの最初の段落における資料上の年を示した。

一、本書には、現在からみると基本的人権に関わる歴史的事象も含まれているが、地域の歴史的事実を正しく理解するために原文をそのまま翻刻することを原則とした。本書は人権尊重をめざし、史実にもとづく研究を進める立場から刊行するもので、この趣旨を理解し、利用していただきたい。

一、翻刻・校合・編集は当館職員が行った。

一、資料の所蔵者である松平宗紀氏、原本校合や写真撮影のために資料を活用させていただいた福井市立郷土歴史博物館に深く感謝申しあげる。

目次

口絵
凡例

年次ごとの主なできごと

一	明治十四年一月～六月	1
二	明治十四年七月～十二月	41
三	明治十五年	87
四	明治十六年～十七年	157
五	明治十八年～十九年	195
六	明治二十年～二十一年	237
七	明治二十二年	267
八	明治二十三年	301

解説

福井県立こども歴史文化館

長野 栄俊

参考資料

口 絵

- 1 「家譜」(部分、明治十五年二月)
- 2 鈴木忠夫書簡(1) (部分、明治十七年七月)
- 3 鈴木忠夫書簡(2) (部分、明治十七年八月)
- 4 「城郭御貸渡願」(明治二十二年六月)

参考資料

- 表 1 「家譜」松平慶永代の構成
- 図 1 越前松平家系図(1)
 - 図 2 越前松平家系図(2)
 - 図 3 越前松平家関係系図(1)
 - 図 4 越前松平家関係系図(2)